

第 2 4 期 第 1 7 回 農 業 委 員 会 総 会 審 議 結 果

開 催 日 時	令和 4 年 1 月 2 8 日（金曜日） 午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 2 5 分				
開 催 場 所	苫小牧市役所 第二庁舎 2 階北会議室				
出 席 農 業 委 員	及 川 末 男	五 十 嵐 堅 司	中 岡 亮 太	丹 羽 秀 則	計 7 名
	野 村 真 理 子	山 内 幸 子	今 泉 宏 治		
欠 席 委 員					
議 事 録 署 名 委 員	野 村 真 理 子	山 内 幸 子			

審 議 事 項

報 告 第 1 号 農 地 法 第 3 条 の 3 の 規 定 に よ る 届 出 に つ い て

（相続による権利の移動）

1 権利を取得した者の氏名	氏 名	住 所		
	■■ ■■	■■■■市■■■■ ■■■番地		
	所 在 ・ 地 番	地 目		面 積 (㎡)
		登 記	現 況	
2 届出に係る土地の所在等	字美沢			
	1 0 8 番 1	牧場	畑・山林原野	135,701
	1 0 8 番 2	牧場	畑	13,665
	1 0 8 番 3	山林	畑	10,866
	1 0 8 番 4	畑	畑・宅地・山林原野	72,396
	1 1 0 番 1	牧場	畑・宅地・山林原野	19,834
	1 1 0 番 2	牧場	畑・山林原野	224,236
	1 1 1 番 5	牧場	畑	2,761
				(479,459)
3 権利を取得した日	平成 2 4 年 2 月 2 6 日			
4 権利を取得した理由	父、■■ ■■ 死亡による相続			
5 取得した権利の種類及び内容	所有権			
6 農業委員会によるあっせん等の希望の有無	有 ・ ④			

審議結果

原案承認

報告第2号

農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

(自己転用)

土地の表示			面積 (㎡)	土地所有者の 住所・氏名
所在・地番	地目			
	登記	現況		
苫小牧市 美原町1丁目22番	畑	畑	7,162	■■■■市■■■町■■丁目■■番■■号 ■■ ■■

転用の詳細	備考
1 転用の目的 宅地造成の為 2 転用の時期 届出受理後	

※審査書は別紙1

審議結果	原案承認
------	------

議案第1号

農地等の利用状況報告について

農地法第6条の2第1項の規定による報告

農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定する者の氏名等	新	氏名	(株)■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■
		住所	■■■■市■■■■ ■■番地の■■■■
	旧	氏名	(株)■■■■■■■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■
		住所	■■■■県■■■■市■■■■■■■■■■ ■■■■番地■■
報告に係る土地の所在等	所在・地番・地目・面積		字植苗93番1の内 畑 12,500㎡ 字美沢57番4 畑 27,297㎡
	作物の種類別作付面積(又は栽培面積)		玉ねぎ 39,297㎡
	生産量		玉ねぎ 126,000kg
	反収		玉ねぎ 3,206kg
権利の設定を受けた農地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼしている影響	なし		
地域の農業における他の農業者との役割分担の状況	なし		
業務執行役員又は重要な使用人の状況(個人の場合は記入不要)	■■ ■■ (代表取締役)	年間従事日数	150日
	■■ ■■ (常務取締役)	年間従事日数	180日

※農地法第6条の2第1項の確認書は別紙2

審議結果	原案可決
------	------

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(使用貸借権)

土地の表示				貸人の状況		
所在・地番	地目		面積 (㎡)	住所・氏名	農業従事者	経営面積 (㎡)
	登記	現況				
苦小牧市字美沢	牧場	畑	104,802	■■■市■■■ ■■■番地 ■■ ■■	4人	353,103
108番1の内	牧場	畑	13,665			
108番2	山林	畑	10,866			
108番3	畑	畑	67,536			
108番4の内	牧場	畑	5,566			
110番1の内	牧場	畑	147,907			
110番2の内	牧場	畑	2,761			
111番5			(353,103)			
借人の状況						
住所・氏名		農業従事者	経営面積 (㎡)	大農機具及び自家労働力以外の労働力		経営作物
■■■市■■■ ■■■番地 ■■ ■■		4人	353,103	トラクター 2台 プラウ 1台 その他農機具 一式	乳用牛	
申請理由及び契約の内容						
申請理由・・・貸人：娘に経営移譲 借人：父より経営移譲 契約の内容・・・使用貸借権 契約期間・・・令和4年2月1日～令和14年1月31日 土地の引渡し・・・令和4年2月1日						

※農地法第3条調査書は別紙3

審議結果	原案可決
------	------

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の変更について
 整理番号 R3-8 (H31-3 → R1-10に変更)

利用権の設定を受ける者 変更前 ■■■県■■■市■■■ ■■■番地■
 (株)■■■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■
 変更後 ■■■市■■■ ■番地の■■■
 (株)■■■■ 代表取締役 ■■ ■■

※変更理由 合併による社名変更

利用権の設定をする者 ■■■市■■■ ■番地の■ ■■ ■■
 利用権を設定する土地 字植苗93番1の内 12,500㎡
 利用権の設定期間 令和元年5月1日～令和4年4月30日
 利用権設定の内容 賃貸借権

(2) 第18回農業委員会総会の開催について
2月21日(月) 午後2時からの開催予定

(3) その他

農地法第4条第1項第8号の規定による届出書 審査書

届出人： ■■ ■■		代理人：	作成者： ■■ ■■
点 検	確 認		適否
届出の土地が市街化区域内にある。	いずれも、市街化区域内である。		○
届出書の法定記載事項が記載されている	届出者の住所及び職業		○
	土地の所在等（所在・地番・地目・面積・所有者・耕作者）		○
	転用計画（転用目的・転用時期・転用の目的に係る事業又は施設の概要）		○
	転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要		/
添付書類が具備されている。	土地の位置を示す地図		○
	土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る）		○
	農地法第18条第1項の許可を証する書面（届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合）		/
	委任状（届出人以外の者が届出・受理する場合）		/
	参考となる資料 配置図、建物平面・立面図		/

農地法第6条の2第1項の規定による報告 確認書
(農地等の利用状況報告)

借人：(株) ■■■■ (旧 株■■■■■■■■■■)	貸人：H31-3 ■■ ■■ R1-2 ■■ ■■	作成者： ■■ ■■	
法3条第3項関係		判断理由	取消しに該当
第3項第1号 (解除条件)	・権利の取得後において、その農地を適正に利用していなと認められた場合に貸借の解除をする旨の条件付き契約。	事実はない。	しない
第3項第2号 (地域調和)	・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。	労働力が確保され、農地を利用している。	しない
第3項第3号 (法人の場合の常時従事)	・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。 ※常時従事 : 150日以上 農業従事 : 農作業以外の企画管理を含む	業務執行役員1名のうち1名が常時従事している。	しない

参考

農地法第3条第2項第1号 (権利移動の許可要件)	判断理由	取消しに該当
全部効率利用要件 農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。	すべての農地を効率的に利用している。	しない

農地法第3条調査書

(所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定)

借人： ■■ ■■■	貸人： ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
	判断の理由	不許可に 該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・経営移譲であり、経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用出来るものとみこまれる。	しない
第2項第2号 (農業生産法以外の法人)	・借人は個人の農業者である。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないので適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・借人は年間365日農作業に常時従事している。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・借人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を超えている。	しない
第2項第6号 (転貸禁止)	・許可申請に係る農地は貸人の所有農地である。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・借人は永年に渡り美沢地区で酪農を営んでおり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられる。	しない